



交際費等の損金不算入制度の改正

～改正前～

- (1) 中小法人以外の法人 支出する交際費等の全額が損金不算入
- (2) 中小法人 支出する交際費等()の額のうち年800万円を超える部分の金額が損金不算入

～改正後～

- (1) 中小法人以外の法人 接待飲食費()の50%を損金算入
- (2) 中小法人 支出する交際費等()の額のうち年800万円を超える部分の金額が損金不算入
又は接待飲食費()の50%を損金算入

～改正時期～

平成26年度税制改正により交際費等の損金不算入制度が改正されました。
平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

～中小法人とは？～

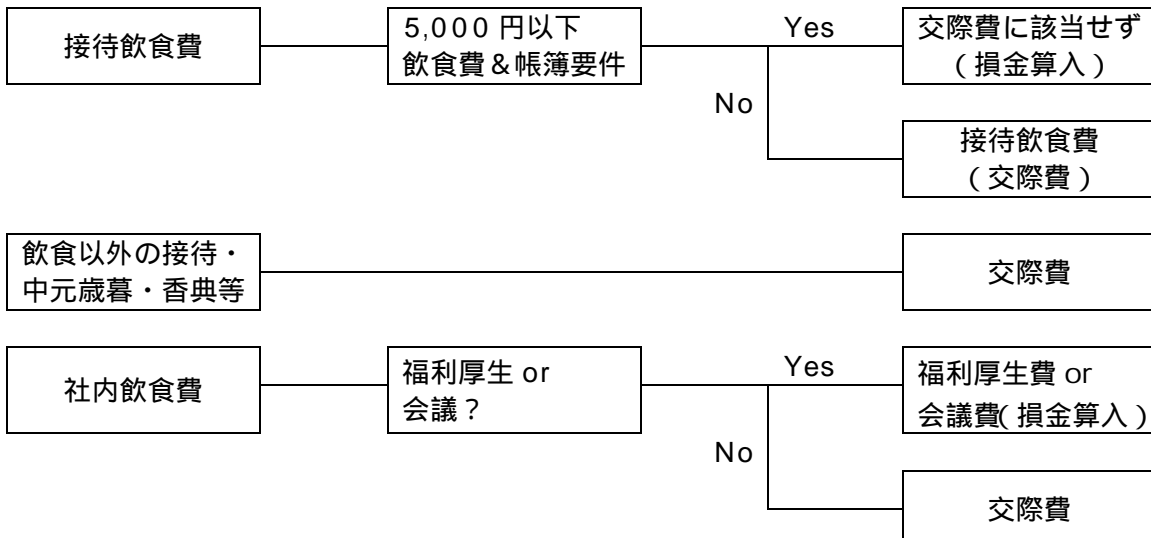
事業年度終了の日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます。

～1人当たり5,000円以下の飲食費～

1人当たり5,000円以下の飲食費で、書類の保存要件を満たしているものについては、従前どおり、交際費等に該当しないこととされています。

～社内飲食費とは？～

飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、専ら当該法人の役員・従業員(親族を含む)に対する接待等のために支出するものをいい、支出の性質により、費目分類する。



() 帳簿要件を充足する必要あり